

物 件 調 書

物 件 番 号	4	
価 格	628, 000円 5, 700円／㎡	
所 在 地	下呂市焼石字北の垣内3421番1、3427番1	
現 況 地 目	雑種地	
登 記 簿 地 目	宅地	
実 測 地 積	110. 21㎡	
公 簿 地 積	110. 21㎡	
水道(簡易水道給水区域内)	給水施設 無	※引込に関する手続き、費用については、下呂市上下水道料金センター(0576-52-2003)でご確認ください。
下水道(下水道処理区域外)	—	
交 通 機 関	JR焼石駅まで 約0. 3km 濃飛バス瀬戸バス停まで 約0. 5km	
最 寄 の 公 共 機 関	市役所下呂庁舎まで 約15km 中原小学校まで 約0. 3km 下呂中学校まで 約14. 5km	
そ の 他 事 項	・現況有姿での引き渡しとなります。必ず事前に現地及び近隣状況をご確認ください。 ・地下埋設物及び地質(地盤)調査は行っていません。 ・本物件にある電柱を移設、廃止する場合は、落札者にて設置者との調整をお願いします。 ・水道を引込みする場合は別途水道加入金が必要になります。	

物件 4：下呂市焼石字北の垣内 3 4 2 1 番 1 外 1 筆



【物件4】焼石字北の垣内3421番1外1筆



2024/06/28 14:53 現在の情報です。



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成19年6月25日	不動産番号	2005005556809
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	下呂市焼石字北の垣内			余白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
3421番1	畑	122:		余白	
余白	宅地	122:00:		②③昭和39年3月31日地目変更〔昭和53年5月27日〕	
余白	余白	余白	:	管轄転属により登記 平成19年6月25日	
余白	余白	84:56:		③3421番1、3421番10に分筆〔平成24年8月24日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和53年5月27日 第1329号	原因 昭和53年3月31日買収 所有者 益田郡下呂町 順位7番の登記を移記
	余白	余白	管轄転属により登記 平成19年6月25日
2	所有権移転	平成20年12月15日 第16666号	原因 平成16年3月1日合併 所有者 下呂市

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2024/06/28 14:53 現在の情報です。



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成19年6月25日	不動産番号	2005005556827
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	下呂市焼石字北の垣内				余白
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
3427番1	畑	39:		余白	
余白	宅地	39:00:		②③昭和39年3月31日地目変更〔昭和53年5月27日〕	
余白	余白	余白	:	管轄転属により登記 平成19年6月25日	
余白	余白	25:65:		③錯誤 ③3427番1、3427番3に分筆〔平成24年8月24日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和53年5月27日 第1329号	原因 昭和53年3月31日買収 所有者 益田郡下呂町 順位4番の登記を移記
	余白	余白	管轄転属により登記 平成19年6月25日
2	所有権移転	平成20年12月15日 第16666号	原因 平成16年3月1日合併 所有者 下呂市

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。